

[標準様式例 4-3]

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	東北港湾における国際海上コンテナ物流効率化検討業務
業 務 概 要	本業務は、東北地方の港湾における国際海上コンテナ物流の効率化に向けた方策を検討するとともに、物流関係者が個々の取組みでは解決が難しい課題について整理し、解決に向けた方策を検討するものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 大野 昌仁 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1
契 約 年 月 日	令和3年7月2日
契 約 業 者 名	一般財団法人みなと総合研究財団
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区虎ノ門3丁目1番10号
契 約 金 額	13,167,000 円(税込)
予 定 価 格	13,211,000 円(税込)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 (自)	令和3年7月2日
履 行 期 間 (至)	令和4年2月28日
備 考	

随意契約理由書

1. 業務の名称 東北港湾における国際海上コンテナ物流効率化検討業務

2. 契約業者名 一般財団法人 みなと総合研究財団

3. 随意契約理由

本業務は、東北地方の港湾における国際海上コンテナに関する物流の効率化に向けた方策を検討するとともに、物流関係者が個々の取組みでは解決が難しい課題について整理し、解決に向けた方策を検討するものである。

本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針・実施フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容により評価を行った。

審査の結果、一般財団法人みなと総合研究財団を契約の相手方として特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約を行うものである。